	令和8年6月 社会教育委員会議 議事概要
日　時	令和8年6月29日（月）午前10時～正午
場　所	子育て青少年拠点夢つながり未来館 青少年活動サポートプラザ6階 多目的ルーム
出席者	（出席委員） 江下委員、田尻委員、大嶋委員、尾﨑委員、兵頭委員、澤田委員、 杉山委員、知念委員、西沢委員、村田委員、山ノ内委員、和田委員 （事務局職員） 地域教育部　二宮部長、堀次長 まなびの支援課　前田課長、金場主幹 中央図書館　大平館長、桑名参事 文化財保護課　關課長、高橋館長 青少年室　国本室長、田中参事、宮本所長、佐野主幹、西田主査 青少年クリエイティブセンター　曽我館長 放課後子ども育成室　日比参事 まなびの支援課（運営）　佐藤課長代理、中村主査、鳥淵係員
	◎会議の成立状況等報告 市社会教育委員12名のうち出席委員12名 吹田市社会教育委員会議規則第3条第6項の規定により会議は成立 傍聴者 なし **◎会議資料** ＜資料（P1～56）＞ ・吹田市社会教育委員名簿 ・吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について ・吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について ・重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について ・吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について ・令和8年度 生涯学習吹田市民大学 第55回 関西大学講座の実施について ・博物館利用に関するアンケート調査結果 ・令和8年度（2026年度）春季特別展 ・青少年相談の状況について ・（仮称）放課後児童クラブ入室希望児童数増加への対応検討プラン（案） ・令和8年度（2026年度）さわる月間 ・令和8年度（2026年度）夏季展示 ・令和8年度 第43回吹田青少年さつき音楽祭の開催結果について

	・令和8年度（第78回）吹田市二十歳を祝う式典について ＜別紙資料＞ ・令和7年度（2025年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書 ・「吹田市子ども・若者総合相談センター　ぷらっとるーむ吹田」 ＜当日配布資料＞ ・「第68回全国社会教育研究大会　大阪大会」チラシ ・「もうよんだかな？」（対象：4・5歳～小学生）冊子 ・「てくてく」（対象：中学生～18歳）冊子 ・「吹田市立博物館令和8年度春季特別展」チラシ ・「吹田市立博物館令和8年度さわる月間」チラシ **◎案件** **1　社会教育委員・事務局紹介** **2　令和8年5月定例会** （1）吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について （2）吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について （3）重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について （4）吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について ≪委員≫ 自然の家をいつまで利用するつもりで、大規模改修工事をするのか。また、自然の家や自然体験交流センターなどで指定管理者制度が導入されてから、利用状況等の報告が全くないため、教えてほしい。 ≪青少年室≫ 自然の家は現在、築45年以上経過しているが、一般的に鉄筋コンクリートの建造物の耐用年数は60年とされている。建物の耐震改修などはしており、今回の大規模改修工事で残り15年は利用できると考えている。 自然の家及び自然体験交流センターの利用者数は、順調に増加している。しかし、自然の家に関しては、大阪関西万博の影響などによりバスの予約ができなかったため、令和7年度の利用者数は減少している。 ≪委員≫ 大規模改修工事中の利用について、何か制限されることはあるか。

	≪青少年室≫ 7月から12月に掛けて、外壁などの塗装工事をするため、塗料の匂いがするなどのおそれがあるが、内部施設に関しては特に問題ないと考えている。 1月からは食堂やホールの工事をするため、宿泊する部屋が一部制限される。宿泊のみの利用は問題ないが、食事の提供ができない。 令和9年（2027年）の3月半ばから8月末まで本格的な工事をするため、この時期からは一切施設の利用ができない状況を予定している。 なお、設計段階のため、基本的には前述のスケジュールを予定しているが、若干変更する場合がある。工期のスケジュールについては、ホームページなどで掲載する。 **3 令和7年度（2025 年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について** ≪委員≫ 子供・若者については、39 歳までを対象としているのか。 ≪青少年室≫ そのとおりである。 ≪委員≫ どこかの教育機関に所属していれば、子ども・若者総合相談センターなどの情報が入ってくるため、相談又は支援できる可能性が高いと考えている。しかし、就職している人については、情報共有や連携を取ることは難しいと考えているが、どのように対処するのか。 ≪青少年室≫ 早い段階から支援することを目的としており、主に中学校を卒業してから高校入学までの年代を中心に支援していこうと考えている。また、中学3年生で進路が未決定又は高校に進学しても不登校になるおそれがある生徒に対して支援するため、中学校との連携を強化していく。 ≪委員≫ 大卒の離職者のフォローが見られないし、なぜ子供・若者として、39歳までを対象としているのか、納得ができない。 ≪青少年室≫ 子ども・若者育成支援推進法の枠組みにおいて、39歳までとされている。市としては、特に、小学生・中学生・高校生を支援する必要があると考えているため、まずは中学生・高校生年代を中心に支援していこうと考えている。 ≪委員≫ 別紙資料1の6ページと7ページに、市内の中学校及び高校から子ども・若者支援地域協議会調整機関へ引継ぎを行った件数について記載があるが、件数に関しては、十分に支援が行われたと判断しているのか。あるいは、もう少し周知が必要だと考えているのか。

	通信制の高校に進学して、週1回の通学でも通えなくなったということも聞いたことがある。中学卒業後はサポートが難しいと言っていたが、どの辺りまで支援できているのか。また、別紙資料1の2ページに活動実績として案内カードを吹田市内高校8校となっているが、ここに通信制やサポート校などは含まれているのか。 その他の支援機関が143機関となっているが、どのような機関なのかを教えてほしい。 ≪青少年室≫ 今の引継件数が十分だとは捉えていない。吹田市内の小学校中学校で不登校が増えている中で、まだまだつながらないといけないケースがあると思う。 吹田市内だけでなく、大阪市内の通信制高校に通学している状況もあるため、周知が十分には届いていないと思う。 案内カードや支援マップを配布している機関については、市内の相談機能を有する機関、学校やフリースクールなどに配布している。 ≪委員≫ 11人に1人が通信制高校に通学している時代である。39歳まで支援すると決めた以上は、その年代にも目配りが必要だと思う。 ≪青少年室≫ 不登校支援については、教育センターでも支援している。青少年室では主にコミュニケーションが苦手であることや外に出るのが不安又は家庭内で虐待を受けているなどで困っている子供たちの相談を受けており、その相談に対して関係機関につなぐこともしている。不登校に限らず、相談された内容に応じた支援を実施している。 ≪委員≫ 中学生以上を対象に支援マップを配布していることを知らなかったが、小学生が配布対象外になった経緯を教えて欲しい。 学校や教育機関との連携は非常に重要だと思っており、より周知を進めて欲しい。 不登校について、教職員から南千里にある「あるくの森」を案内されたり、されなかったりしていると伺っていて、どのような基準で案内をするかの判断基準を教えてほしい。 また、別紙資料1の8ページに重点課題の指標にある、子ども・若者総合相談センター社会参画件数について、令和7年度は令和6年度よりも数値が伸びていると思うが、社会参画件数をどのように数値化しているのか。また、どのような状態になれば、件数化されるのかを教えてほしい。 ≪青少年室≫ 小学校にも支援マップを配布しており、相談機関の周知に努めている。 子ども・若者総合相談センターの構成機関として、教育センターと連携をしており、代表者会議や実務者会議に教育センター所属の教職員も参加している。

	教職員が、あるくの森へ案内する判断基準については、教育センターが所管となるが、子ども・若者総合相談センターとしては、当センターにつないでもらえるように教育センターに周知しており、教育センターとの連携を引き続き強化していく。 社会参画件数については、相談者の子供・若者が就労できるようになったことや、不登校や中退をした子供たちが復学できたなどの件数を挙げている。 ≪委員≫ アウトリーチ型支援とはどういう意味か。また、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会を知らなかったが、周知はしているのか。すごく縦割りだと感じるため、教育センターなどとうまく連携を取ることができればよいと思う。 別紙資料1の3ページについて、小学校、中学校、それ以外など、もう少し詳しく数値を分けると分かりやすくなると考える。 ≪青少年室≫ アウトリーチ型支援については、窓口まで足を運べない人などに行政から積極的に訪問して支援することを指しており、相談機関によっては窓口まで行かないと相談できないこともあるが、訪問して相談を受けることができる支援をしている。 要保護児童対策地域協議会については、家庭児童相談室が所管しており、主に児童虐待や要保護児童の適切な保護などを担当している協議会である。虐待を受けた子供たちを支援するため、要保護児童対策地域協議会と連携している。 教育センターとの連携については、協議会の構成機関として参加していただいたり、お互いの施設を訪問するなど、引き続き連携を積み重ねていくことが大切だと捉えている。 別紙資料1の数値については、0歳から39歳までを対象としているため、総合的な数値を掲載している。 ≪委員≫ スクールカウンセラーなどに頼りすぎると、そこに負担が掛かるおそれがある。公立の小中学校は20代の教職員がほとんどであり、保護者の対応や不登校の児童・生徒の対応について、大学卒業後の教職員がいきなり担当することは難しい。正規職員の教員ではなく常勤講師が特別支援学級の担任になる可能性が高いと感じており、保護者や不登校の児童・生徒にはチームとして対応していくことが一番理想だが、現実には窓口として板挟みとなるのは若い教職員となっている。土曜日・日曜日に部活動の顧問となれば、休みも取れないこととなる。 行政が取り組むアプローチと現場の教職員のアプローチには違いがあると感じており、教職員を含め学校関係者に対する周知が必要である。 ≪青少年室≫ 難しい課題だと捉えているため、一つ一つできることを進めていく。 ≪委員≫ この会議で様々な課題に対する意見があったが、公民館も生涯学習の場であるため、規制はあるが、柔軟に課題解決につながるような利用ができればと思う。

	≪委員≫ 子ども・若者総合相談センターなどにつながることのできない家庭の方が多いという現状になっている。各所管と一層の連携を行っていただき、一人でも多くの子供・若者を救ってほしいと考える。 ≪委員≫ 以前、博物館の古地図の展示を見に行った際に、非常に暗く、細かい部分が見えなかった。光度を上げると、資料の劣化も考えられるが、照明器具を持ち込むことはできるのか。博物館で貸出しをするなどの制度を考えてほしい。 ≪文化財保護課≫ 資料保護のために全体的に暗くしており、ペンライトなどを持参している方もいる。また、特別利用という制度があり、申請することによって間近で観覧できる。 ≪委員≫ 別紙資料1の9ページにこども110番見まもり活動について、子供たちが危険で不安を感じたときに知らない人の家に飛び込むことは少ないが、地域としては、1軒でも多くの登録世帯を増やそうとしているため、防犯の観点から有り難いと感じている。しかし、この取組を知らない児童が余りにも多いことがアンケートからも判明しているため、全校集会に出席し、周知活動や、文房具を配布するなど、こども110番見まもり活動に関する周知を進めていこうと考えている。様々な活動をする中で、各地域の課題や人材不足などについて、行政側も対応を進めてほしい。 ≪委員≫ 吹田市教育委員会の評価書は、数値目標に対してどれだけ達成できたかなど、評価基準が単純であり、実態が余り見えにくいと感じた。それぞれ素晴らしい取組をしているため、来館者数や相談件数だけでなく、新たな取組をしたなどの質の部分も評価軸とし、形式を見直すことも重要になってくると思う。 **4 各所管からの報告** （1）生涯学習吹田市民大学の開催について、まなびの支援課より報告 （2）博物館利用に関するアンケート調査結果 ほかについて、文化財保護課より報告 （3）青少年相談事業について、青少年室より報告 （4）（仮称）放課後児童クラブ入室希望児童数増加への対応プラン（案）について、放課後子ども育成室より報告 **5 その他のお知らせ** （1）博物館さわる月間 ほかについて、文化財保護課より報告 （2）吹田青少年さつき音楽祭の開催 ほかについて、青少年室より報告 **地域教育部長 挨拶** ― 閉会 ―